

# 一般社団法人仙台市薬剤師会

## 役員立候補の告示

(一社) 仙台市薬剤師会

会長 北村哲治

現在の役員（理事および監事）は定款第 28 条より西暦 2021 年 6 月の定時総会の終結を持って任期満了となり、その総会において、次期役員を選任を行うこととなっております。

つきましては、定款第 25 条および役員選任規則により下記の通り、次期役員立候補の届出を告示いたします。なお、西暦 2021 年 4 月より仙台市薬剤師会は公益法人へ移行する予定となっております、立候補される方は欠格事由等もご確認ください。

### 記

#### 1. 役員数

理 事 20 名以上 25 名以内

※会長、副会長及び常務理事は理事の互選にて決定

監 事 2 名以上 3 名以内

#### 1. 任 期

西暦 2023 年の定時総会の終結まで

#### 1. 立候補の届出

西暦 2021 年 3 月 31 日までに文書にて（一社）仙台市薬剤師会事務局に届け出る

※下記届出用紙、またはホームページからダウンロードした用紙を使用してください。

※役員資格はホームページまたは事務局でご確認の上、立候補してください。

---

## 立 候 補 届

理 事  
一般社団法人仙台市薬剤師会の \_\_\_\_\_ に立候補いたします。  
監 事

西暦 2021 年    月    日  
住 所

氏 名

Ⓜ

## お知らせ

(一社) 仙台市薬剤師会は令和3年4月から公益法人に移行する予定です。そのため次期役員の資格は下記の役員選任規則、一般法人法、公益認定法を満たす必要があります。

一般社団法人仙台市薬剤師会役員選任規則 抜粋

(当選者の決定)

第8条 第6条の規定による投票の結果、得票数の上位者より当選者とする。この場合において、次の各号に従って決定しなければならない。

- (1) 理事のうち、理事のいずれか1名と、その配偶者又は三親等内の親族、その他法令で定める特別の関係のある者の理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。
  - (2) 監事には、理事(親族その他特殊の関係がある者を含む。)及び使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊な関係があつてはならない。
  - (3) 他の同一の団体(公益法人又はこれに準ずるものは除く。)の理事又は使用人である者、その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事においても同様とする。
- 2 開票の結果、最下位当選得票数が同数のため、その定数を超える場合には、同数者の中から抽選により当選者を決定する。
  - 3 候補者が定数のときは、その信任の承認を総会において受けなければならない。

一般法人法 (役員の資格等) 抜粋

第65条 次に掲げる者は、役員となることができない。

一 法人

二 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者

三 この法律若しくは会社法(平成17年法律第86号)の規定に違反し、又は民事再生法(平成11年法律第225号)第255条、第256条、第258条から第260条まで若しくは第262条の罪、外国倒産処理手続の承認援助に関する法律(平成12年法律第129号)第65条、第66条、第68条若しくは第69条の罪、会社更生法(平成14年法律第154号)第266条、第267条、第269条から第271条まで若しくは第273条の罪若しくは破産法(平成16年法律第75号)第265条、第266条、第268条から第272条まで若しくは第274条の罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

四 前号に規定する法律の規定以外の法令の規定に違反し、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者(刑の執行猶予中の者を除く。)

- 2 監事は、一般社団法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

## 公益認定法（欠格事由） 抜粋

第6条 前条の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する一般社団法人又は一般財団法人は、公益認定を受けることができない。

一 その理事、監事及び評議員のうちに、次のいずれかに該当する者があるもの

イ 公益法人が第29条第1項又は第2項の規定により公益認定を取り消された場合において、その取消の原因となった事実があった日以前1年内に当該公益法人の業務を行う理事であった者でその取消の日から5年を経過しないもの

ロ この法律、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「一般社団・財団法人法」という。）若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）の規定（同法第32条の3第7項及び第32条の11第1項の規定を除く。）に違反したことにより、若しくは刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の2第1項、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正15年法律第60号）第1条、第2条若しくは第3条の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律中偽りその他不正の行為により国税若しくは地方税を免れ、納付せず、若しくはこれらの税の還付を受け、若しくはこれらの違反行為をしようとするに關する罪を定めた規定に違反したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

ハ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

ニ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（第6号において「暴力団員等」という。）

三 第29条第1項又は第2項の規定により公益認定を取り消され、その取消の日から5年を経過しないもの

四 その定款又は事業計画書の内容が法令又は法令に基づく行政機関の処分に違反しているもの

五 その事業を行うに当たり法令上必要となる行政機関の許認可等（行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第3号に規定する許認可等をいう。以下同じ。）を受けることができないもの

六 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しないもの

七 暴力団員等がその事業活動を支配するもの